

歯科検診費用補助 申請に関するよくある問い合わせ

申請方法について

質問	回答
費用補助の申請はどのような方法で行うのですか。	健保組合HPにログインし、「歯科検診費用補助申請」のバナーを選択してください。
入社者ですが、申請システムにログインできませんでした。	直近で入社された方は、毎月初に異動情報を更新しているため、システムへの利用者登録が間に合わない場合があります（健保組合へご連絡ください）。

補助金の対象者について

休職中(出産、育児、介護、病気やけが等)でも費用補助の対象となりますか。	休職中の方も対象となります。
配偶者の利用は費用補助の対象となりますか。	2023年度より集団歯科健診および無料歯科健診の制度は廃止され、ご本人(被保険者)が選択する歯科医で受けた歯科健診の費用(自己負担分)を補助いたします。配偶者(被扶養者)は費用補助の対象となりません。
退職して任意継続被保険者になっていますが、申請できますか。	任意継続中の方およびその被扶養配偶者も申請できます。
退職者ですが、在職中に受診した費用は申請できますか。	2023年4月1日～退職日までの間に受診された費用は、申請できます。

添付書類(領収書等)について

領収書の宛名を誤って「会社名」としました。申請できますか。	医療機関名、日付、金額が確認できる領収書であれば申請できます。
-------------------------------	---------------------------------

費用補助が給付される時期・方法について

費用補助は、申請後、いつ、どの様な方法で給付されますか。	申請内容に不備がなければ、申請月の翌月または翌々月の給料に合算して給付されます。任意継続の方は、当健保へ登録されている銀行口座へ振込みいたします。
費用補助の内容について何かで通知されますか。	MY HEALTH WEBで確認いただけます。武田薬品の方は、給料明細書に「健保その他給付金」として表示いたします。

費用補助が給付される診療範囲について

検診の際にブラッシング指導や歯石除去等が行われますが、費用補助の対象となりますか。	ブラッシング指導や歯石除去は一般的なものとなりますので、費用補助の対象としています。
歯科検診後に通院した際の治療費は費用補助の対象となりますか。	健診後の治療費は費用補助の対象となりません。

申請後の申請状況確認について

申請後の申請状況は確認できますか。	申請後、申請情報入力画面の「申請状況」欄の左端にある申請状況が「未申請」から「申請済」に変わります。
-------------------	--